



2020年2月17日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 理史
(コード番号 5729 東証第2部)
問合せ先 常務取締役企画管理部長 若林 武則
(TEL 03-3235-0021)

株主による自己株式処分の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

当社株主である株式会社川嶋、川嶋義勝氏、株式会社三光、株式会社三興企画及び富士興産株式会社（以下「株式会社川嶋等」という。）から、2020年2月14日、東京地方裁判所に自己株式処分の差止め仮処分の申立て（以下「本申立て」という。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2020年2月7日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決議しております。これに対し、株式会社川嶋等が、2020年2月14日、東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、2020年2月14日に自己株式処分差止め仮処分命令申立書等を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 氏名 | 株式会社川嶋 |
| (2) 住所 | 静岡県浜松市西区湖東町 3222 番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 川嶋 義勝 |
| (4) 所有株式数 | 242,000 株（所有比率：9.29%）（2019年9月30日現在） |
| (1) 氏名 | 川嶋 義勝 |
| (2) 住所 | 静岡県浜松市 |
| (3) 所有株式数 | 10,000 株（所有比率：0.38%）（2019年9月30日現在） |
| (1) 氏名 | 株式会社三光 |
| (2) 住所 | 静岡県磐田市掛塚竜光寺 3413 番地の2 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 小川 純一 |
| (4) 所有株式数 | 242,000 株（所有比率：9.29%）（2019年9月30日現在） |
| (1) 氏名 | 株式会社三興企画 |
| (2) 住所 | 静岡県浜松市西区湖東町 3222 番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 川嶋 義勝 |
| (4) 所有株式数 | 242,000 株（所有比率：9.29%）（2019年9月30日現在） |
| (1) 氏名 | 富士興産株式会社 |
| (2) 住所 | 静岡県浜松市西区湖東町 3222 番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 川嶋 義勝 |

(4) 所有株式数 43,600 株 (所有比率 : 1.67%) (2019 年 9 月 30 日現在)

注) 各株主の所有比率は 2019 年 9 月 30 日現在の発行済み株式総数に対する比率を記載していません。

3. 本申立てがあった年月日

2020 年 2 月 14 日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2020 年 2 月 7 日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による普通株式 165,000 株の自己株式処分の差止めの仮処分の申立て

(3) 本申立ての理由

自己株式処分差止仮処分命令申立書によれば、本自己株式処分は、著しく不公正な方法により行われること、また、本自己株式処分により、株式会社川嶋等が不利益を被ることを理由として、本申立てを行ったとのこととあります。

5. 今後の方針及び見通し

本申立ての内容については、現在その内容を精査中ではありますが、本自己株式処分は、厳しさを増す当社グループを取り巻く事業環境への対応及び当社グループの事業基盤強化に必要なものであり、当社としましては、本申立てに係る手続において、本自己株式処分の目的及び必要性について真摯に主張・立証し、本申立ての却下を求めて対応する方針です。今後の動向につきましては適時に開示してまいります。

(参考) 本自己株式処分の概要

- (1) 処分期日 2020 年 2 月 26 日
- (2) 処分株式数 普通株式 165,000 株
- (3) 処分価額 1 株につき 2,256 円
- (4) 調達資金の額 372,240,000 円
- (5) 処分予定先 株式会社ナガワ 165,000 株

※ 詳細は、2020 年 2 月 7 日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以上